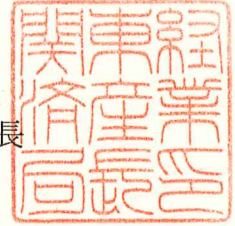


20230222 関東第60号
令和5年4月1日

栃木市長

関東経済産業局長



導入促進基本計画に係る同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和5年3月13日付けをもって協議のあった導入促進基本計画については、法第49条第3項の規定に基づき同意する。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、首都圏の北部に位置し、江戸時代後期から商都として栄えた歴史的・文化的風土があり、産業活動の基盤となる土地や水資源に恵まれていることから、機械や食品をはじめとする工場や新旧の商店などが数多く立地している。

事業者の状況は、99%が中小企業者で、そのうちの80%以上が小規模企業者であり、その事業の継続・発展は、地域経済の活性化や市民生活の向上に欠かせないものであるが、令和2年の国勢調査によると、生産年齢人口は全体の56.9%であり、今後、生産年齢人口は急激に減少していくことが予測されていることから、労働力不足や事業承継の問題が懸念される。

そのような中、市では平成29年度に、中小企業者、関係機関・団体等、市民及び市が連携して中小企業の振興に取り組むことを目的とした「栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の制定及び、その基本理念に基づいた推進をするための指針等を明らかにした「栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定し、中小企業への積極的な支援に努めているところである。

現在、中小企業の業況は回復傾向と言われているものの、大企業との差は更に拡大していく傾向にあり、加えて、中小企業が所有する設備は特に老朽化が進んでいる状況にある。今後、人口減少、少子高齢化に伴う人手不足などの厳しい事業環境や働き方改革への対応を進めるにあたり、労働生産性を向上させることが必要であり、より生産性の高い新しい設備導入への支援が必要である。

(2) 目標

2年間合計で20件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業の割合が非常に高く、ものづくりが盛んな地域である。また、食品や機械をはじめとする、特色ある幅広い業種の事業所がバランス良く立地してい

る。そのような地域性を勘案し、広く市内事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用の安定を図るという観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内で、自己消費を目的に設置する自家消費型の太陽光発電設備（売電目的以外のもの）のみ本計画の対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、工業系用途地域や産業団地等を中心とした産業拠点が広域に点在しているため、広く市内事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市は、製造業を中心として、多岐に渡る多種多様な業種の事業所が存在し、市の経済、雇用を支えている。こうした全ての事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務の効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者が策定する導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間のいずれかの期間とし、事業者が選択できる

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・雇用の安定、健全な地域経済の発展に配慮するため、以下のいずれかに該当する導入計画は認定の対象としない。

ア 「先端設備等導入計画」に、人員削減を目的とした取組が含まれる場合。

イ 申請者（法人の場合は代表者、役員を含む）が暴力団等の反社会的勢力であ

る場合。または資金援助等、反社会的勢力との関係が認められる場合。
ウ 申請者（法人の場合は代表者を含む）が市税を滞納している場合。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。